

濃飛横断自動車道(中津川工区)鳥類対策検討会 設置要綱

(目的)

第1条 本検討会は、岐阜県が実施する濃飛横断自動車道(中津川工区)事業に関し、事業地及び周辺の鳥類生息環境に与える影響を回避または低減するために必要となる調査及び保全措置の手法について、鳥類(特にオオタカ)の生態等に精通した専門家により意見交換を行うことを目的とする。

(組織)

第2条 本検討会は、下表に掲げる委員により組織する。

2 検討会には座長を置くこととし、委員の互選により選出する。

(会議の招集等)

第3条 会議は、事務局が召集する。

2 会議には、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第4条 本検討会の事務局は、恵那土木事務所に置く。

2 事務局は、事務の一部を外部委託することができる。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、本検討会の運営に関し必要な事項は、事務局が定める。

附則

この要綱は平成26年12月18日から施行する

附則

この要綱は令和2年12月4日から施行する

附則

この要綱は令和4年12月22日から施行する

附則

この要綱は令和5年12月12日から施行する

鳥類対策検討会 構成委員

※敬称略 五十音順

専門分野	氏名	所属
鳥類	大塚 之稔	日本野鳥の会岐阜 顧問
植物管理・生態	西條 好迪	(一財)自然学総合研究所 理事・顧問